

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年7月19日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 14時40分
【場所】 川崎市総合教育センター 第1研修室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
委員 岩切 貴乃
委員 田中 雅文
教育長職務代理者 岡田 弘
委員 石井 孝

【欠席委員】

委員 野村 浩子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
教育政策室長 田中 一平
職員部長 小澤 毅夫
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課担当課長 喜多 智英

生涯学習推進課長 箱島 弘一
生涯学習推進課担当課長 山口 弘
指導課担当課長 五味 博
指導課指導主事 武田 弦

調査・委員会担当係長 葛山 久志
書記 長谷川 俊太

教職員人事課担当課長 川合 健一
教職員人事課担当係長 山中 辰哲

【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、野村委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から14時50分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして、傍聴を許可します。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.5は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No.6は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利

益を害するおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と岡田委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 陳情第1号（「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情）の報告について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 陳情第1号（「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは報告事項No. 1「陳情第1号について」でございます。

教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので、御報告いたします。

初めに、書記より読み上げさせていただきます。

—陳情第1号読み上げ—

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、陳情者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするのか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま、報告のありました、陳情第1号の取扱いにつきましては、今後審議していくということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、陳情の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項No. 2 陳情第2号（市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情）の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 陳情第2号（市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2「陳情第2号について」でございます。
教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので、御報告いたします。
初めに、書記より読み上げさせていただきます。

—陳情第2号読み上げ—

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、陳情者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま、報告のありました、陳情第2号の取扱いにつきましては、今後審議していくということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、陳情の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということでいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項No. 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について」、説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。令和5年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、令和4年8月21日の日曜日、午前10時から、川崎市総合教育センター第1研修室において、教育委員会臨時会を開催したいと考えております。

次に傍聴人の定員数についてでございますが、2ページ目の資料1を御覧ください。

こちらは、昨年8月に行われた教科用図書採択時の総合教育センター第1研修室のレイアウト図でございます。昨年度及び一昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、席の間隔を1メートル以上確保したため、定員「62名」の傍聴席といたしました。

3ページ目は、昨年度の傍聴席のレイアウト写真でございます。

4ページ目の資料2を御覧ください。

こちらは、厚生労働省の『『新しい生活様式』の実践例』でございまして、「人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。」こととされております。

現在、市内の新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加傾向であり、今後の感染状況の見通しについても予測が付きにくいところございまして、この資料に記載のとおり、新しい生活様式は継続する必要があると考えております。さらに、本研修室は、構造上十分な換気を行うこと

が難しいことから、密集及び密接を回避するため、1メートル以上の間隔を確保した配置を行うべきと考えております。

2ページ目の資料1にお戻りください。

図にお示しする傍聴席の範囲内で、1メートルの間隔を確保いたしますと、配置できる数が限られますことから、昨年度の実績も踏まえまして、今年度も同様に傍聴人の定員を「62名」とすることが望ましいと考えております。

1ページ目にお戻りください。

「4. 一般の傍聴について」でございますが、定員につきましては、御説明いたしましたとおり、62名といたします。

当日の午前9時の時点で、定員を超えた場合は、抽選を行います。9時の時点で定員を超えていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴人を受け入れ、抽選となった場合は、外れた方も、換気のために開放された出入口の扉越しに会場の様子を御覧いただけるよう、昨年と同様に第1研修室前のロビーに約40席を確保することを考えております。

例年多くの市民の方が傍聴にお越しになられますが、市民の皆様の健康・安全の確保が最優先と考えておりますので、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

また、その他の感染予防・拡大防止策として、傍聴人の方にマスクの着用をお願いするとともに、非接触型体温計により体温を測定し、37度5分以上の方の入館をお断りし、消毒液による消毒、感染者が発生した場合の連絡用に氏名・電話番号の記入をお願いしたいと考えております。

臨時会の日時、会場、傍聴人の定員、当日の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策等につきましては、本日御承認いただいた後、教育委員会のホームページに掲載し、周知を行う予定でございます。

なお、6ページ以降に資料3として「川崎市教育委員会傍聴人規則」を添付しておりますので、併せて御参照ください。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

基本的には、昨年度と同じような方式を取るということで理解は合っていますでしょうか。

【喜多庶務課担当課長】

御質問のとおり、昨年、一昨年と同様な形でやらせていただきたいと思いますと考えております。

【岩切委員】

昨年、一昨年で耳が不自由な方のための設備というのがあったかと思うんですけど、そちら

のほうはどうなっていますでしょうか。

【喜多庶務課担当課長】

ヒアリンググループというものをお借りして、設置をする予定でございますので、補聴器でも聞こえやすいような設備は設置したいと考えて、昨年もしたんですけど、こちらもしたいと考えております。

【岩切委員】

よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

「報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、報告事項No. 4「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明いたします。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

1ページを御覧ください。

初めに1の「臨時代理した事項」につきましては、令和4年5月24日の教育委員会にお諮りし、承認していただいております「令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の一部を改正して、(2)のとおり、検査方法を「作文を含む適性検査及び面接による検査」から「作文を含む適性検査」に変更したものでございます。

次に2の「臨時代理を行った日」は、令和4年7月11日でございます。

次に3の「臨時代理を行った理由」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「面接による検査」を中止とし、受検者である小学生及び保護者に早期に周知する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

なお、「面接中止」につきまして、令和4年7月16日及び17日に実施しました、川崎高等学校附属中学校説明会において、周知を行いましたことを御報告いたします。

1枚おめくりいただき、2ページの資料1を御覧ください。

「1改正理由」でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「面接による検査」を中止するため、標記要綱の一部改正を行ったものでございます。

次に「2改正内容」でございますが、右の欄が改正前、左の欄が改正後でございます。4の検査方法(1)におきまして、「作文を含む適性検査及び面接による検査」から、「作文を含む適性検査」に変更したものでございます。

なお、昨年度及び一昨年度も面接による検査を中止いたしました。変更後の検査方法においても、適性に入学者の決定を行ったところでございます。

1枚おめくりいただき、3ページ資料2中段の選考方法を御覧ください。

例年、適性検査、面接による検査、小学校での学習状況をみる調査書を7:2:1の割合で換算したそれぞれの得点の合計の高い者から合格者を決定しておりましたが、下段の【改正による対応】のとおり、適性検査と調査書を9:1の割合で換算し、合格者を決定することといたしました。

9:1にした理由でございますが、これまでも、適性と面接の二つを合わせて検査を9、調査書を1と考えておりましたので、検査と調査書の配分を変えずに、9:1にすることといたしました。

なお、昨年度及び一昨年度につきましても、今年度と同様の割合で換算し、合格者を決定いたしました。

1枚おめくりいただき、4ページ資料3を御覧ください。

こちらは、改正後の要綱でございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何かご質問等はございますか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。

基本的なところを教えていただけるのでしょうか。令和5年度の要綱というのは、ちょうど今、作っているところではないかと思うんですが、これは改正という言葉に表現されているものなんではないでしょうか。

要するに、各年度の要綱は毎年作るということではなくて、年度に関係無く基本的には要綱というのがあって、それを毎年の状況に応じてその年度のものは変えれば、そのことを改正という

ようなことでしょうか。

すみません、仕組みの確認なんですけれども。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【五味指導課担当課長】

今年度の要綱に関しましては、5月の教育委員会で御承認いただいておりますので、それを改正したということでございます。

【田中委員】

分かりました。それでは、承認済みのものを改正するということですね。

【小田嶋教育長】

他には。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

コロナウイルス感染症の拡大防止のための面接の取り止めということで理解したんですけども、本来、この面接による検査で見たいというものが何かということと、これが代わりになるものが何であって、ならないものはどんなことが含まれているかということをお教えいただけますでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【五味指導課担当課長】

資料の2を御覧ください。3ページでございます。

本来、面接ですと、そちらに書いてあるように志願者との直接的な対話を通して、質問に対する答えの内容、受け答えの姿や態度等から6年間学ぼうとする意欲や目的意識、コミュニケーション能力等を総合的に見ます、こういう形を出しているんですが、今回は直接的な対話が難しいということですから、検査のことなのであまり詳しくは言えないんですが、作文の出題方法を工夫して、作文でこれに近いことが取れるように工夫していきたいと考えております。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

7 議事事項

議案第10号 令和6年度以降の川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に係る検査の改善方針について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第10号 令和6年度以降の川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に係る検査の改善方針について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第10号の「令和6年度以降の川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に係る検査の改善方針について」を御覧ください。

まず、1の「現行制度における入学者の決定に係る検査の概要及び課題について」を御覧ください。

(1) アにありますように、現在、「作文を含めた適性検査」、「面接」、「調査書」を資料とし、総合的な選考によって、入学者を決定しておりますが、課題として、次の(2)アにありますように、令和2年度実施の令和3年度入学者決定に係る検査から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と受検者の安全確保のため、面接を中止しております。面接は有用であるものの、感染状況や社会情勢等を踏まえて実施の有無を判断する必要があり、受検者に心理的負担を与えていることから、感染状況等の影響に左右されず、円滑に運営できる検査の在り方を検討することが望ましいこと、また、イにありますように、受検者が多いため、面接までの待機時間が2時間を超える受検者もあり、受検者の負担となっている実情がございます。

これらの課題を解消するため、2「改善にあたっての基本的な考え方」のとおり、「面接検査を廃止し、作文を活用して表現力、社会性の素養・適性を測る。」こととします。

1枚おめくりいただき、2ページ、3「令和6年度以降の改善方針の内容」を御覧ください。

(1) 改善内容ですが、まず、アにありますように、適性検査の内容を見直し、適性検査Ⅰを総合的な問題、適性検査Ⅱを文章読解及び作文とし、作文検査の内容を見直すことにより、表現力、社会性等の素養・適性を測ることができる内容とします。

次に、イにありますように、面接の廃止に伴い、「作文を含む適性検査」、「調査書」の比率を9：

1として入学者決定の選考を行います。

次に、ウにありますように、適性検査の時間は現行通り、各45分の90分で実施しますが、配点は50点加えて合計450点とし、2倍して900点満点に換算できるようにいたします。

(2)実施時期ですが、令和5年度実施の令和6年度入学者の決定に係る検査から改善した内容で実施します。

4の「新しい検査内容」を御覧ください。適性検査は、ここに示した内容で出題してまいります。下段には、参考に現行制度の検査内容を載せております。

なお、本「改善方針」に関しまして、御承認いただいた後、速やかに、川崎市ホームページ等を通して、「令和6年度以降の入学者決定に係る検査方法等について」、志願者へ周知してまいります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

面接をやめて、作文を課すことで、面接に代わる評価ができるようにするという趣旨だと思うのですが、ここに書かれているのでいくと、表現力とか社会性等の素養、適正を図るというようなことなんですが、それを測ろうと思うと採点者側の、客観性を担保する形での評価が、割と難しいというか、もともと、作文は難しいと思うんですが、さらに難しくなる可能性があるかなという気がするんですけども、その辺りの評価の観点というか基準というか、これはまた人為的な体制とか、その辺りはどのように考えていらっしゃるか。

あるいは、これから考えるということであればそれでもいいんですけども、現状、どのように検討されているかを教えていただけるとありがたいです。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【五味指導課担当課長】

昨年度、一昨年度も面接を中止しておりまして、やはり作文の工夫をしてみました。この作文の採点に関しては、観点ですとか基準の決め方が非常に難しいところがございます。やはり、複数の人間で採点をするということにしてまいります。一つの作文を一人で採点しますと、偏ってしまう可能性もありますので、複数の人間で同じ基準の下で採点をして、こちらの力を見ていきたいと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【田中委員】

複数は当然だと思っていたんですけども、それから二人とか三人とか人数的にあれでしょうか。去年、一昨年の御経験からそれを発展させる形だと思うんですが、発展というか踏襲というか、それを活かしていくということなんだと思うんですけども、従来の面接をやっていたときの作文の評価と比べるとどうかといったとき、もともと作文は一人で採点されていたのでしょうか。それを、例えば去年、一昨年、面接をやめた段階から、例えば二人で見たとか、そのような理解でよろしいですか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【五味指導課担当課長】

採点に関わることなのであまり詳しくは言えないんですが、現時点でも作文の採点は複数人で行っておりました、今後も複数人でやっていく予定でございます。

【田中委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

説明ありがとうございます。

検討の段階で、例えばGIGAスクール構想が入ってタブレットが一人1台ありますから、タブレットを使った面接は検討されたかどうか教えていただきたいのが1点。

2点目は、多様化する受検生のことを考えたときに、今回はこれで私はいいと思うんですが、今後、例えば多言語による作文であったりとか、そういうような、非常に多様性に応えるような入試というようなものも検討していくのが必要かなとは思いますが、そこら辺のところはどんなふうにお考えになっていらっしゃるのか。または、これからどう検討されるかで結構なんですけれども、分かる範囲で教えてください。

【小田嶋教育長】

はい、どうぞ。

【五味指導課担当課長】

まず、GIGAスクール構想ということですが、こちらを受検する子が全員川崎市立の子とは限らないということから、必ず全員同じ環境で受検できるかどうかという不安もありまして、今回は見送りという形にさせていただきました。

多言語に関しては、現時点では考えておりませんが、ただ、いろいろな国の方が受検することも考えられますので、何らかの配慮というのは申請によって考慮していきたいと考えております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第10号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第10号は原案のとおり可決といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室していただくようお願いいたします。

それでは、以下、非公開となります。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

喜多庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 5は承認された。

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川合教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 6は承認された。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時40分 閉会)